

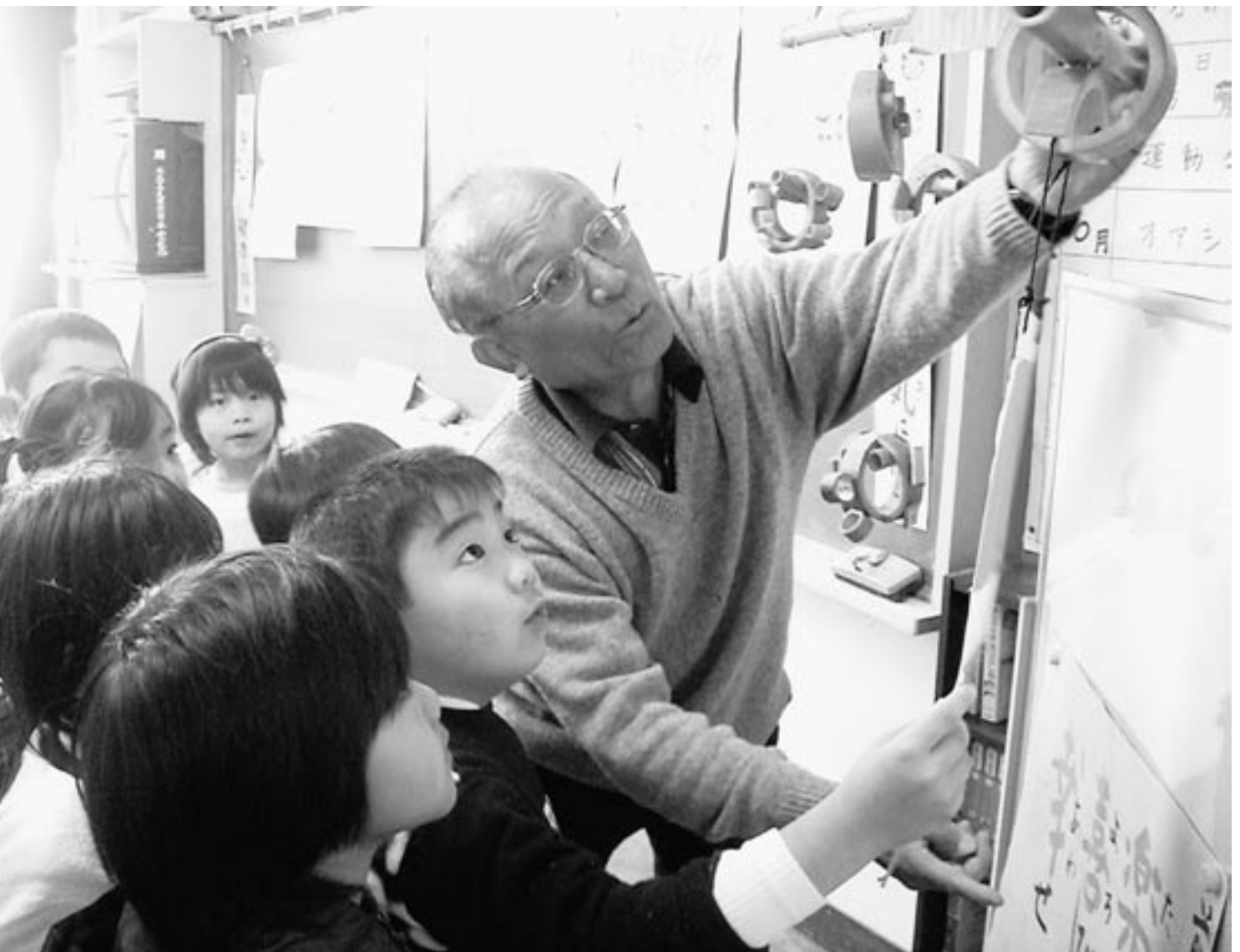
# くらすて

3月定例会号  
No. 75

平成20年5月9日発行

議会だより

発行/福岡県鞍手町議会・編集/議会だより編集委員会・〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705 TEL 0949-42-2111・印刷所/福岡コロニー



(表紙の紹介は、20ページに記載)

平成20年度予算 …… 2～5  
施政方針・人事 …… 6  
平成19年度補正予算 …… 7  
条例の制定及び改正・行政報告 8～9  
その他・陳情 …… 10

意見書 …… 11  
質疑・答弁から …… 12～14  
一般質問 …… 15～19  
ちょっと一言・表紙の紹介 …… 20

平成20年度

3月定例会

# 当初予算を可決

一般会計 58億6,376万円



新しく始まった「後期高齢者医療制度」の相談や手続きのため、高齢者や身内の方などが役場の担当窓口を訪れています。

## 後期高齢者医療制度が始まる

前年度より、1億5250万円の減

### 一般会計

(賛成9・反対3で可決)

本年度の予算は、集中改革プランのさらなる取り組みにより、事務事業の見直しや経常経費の削減など財政の健全化を図るとともに、職員旅費の見直し、町長、副町長、教育長の給料の減額、さらに、黒字経営が継続している水道事業への繰出金を全額カットするなどして確保した財源を、子育て支援・福祉・教育などの重点施策に振り向けることとしています。

以上の基本的な考えと財政状況を踏まえ編成しました平成20年度の当初予算は、58億6376万円で、前年度当初予算と比較すると、2.5%の減、金額にして、1億5250万円の減額となっています。

3月定例会は、3月5日から21日までの会期で開催されました。

町長より提案された平成20年度の各会計の当初予算や後期高齢者医療に関する条例など43の議案を審議し、いずれも原案どおり可決・認定しました。

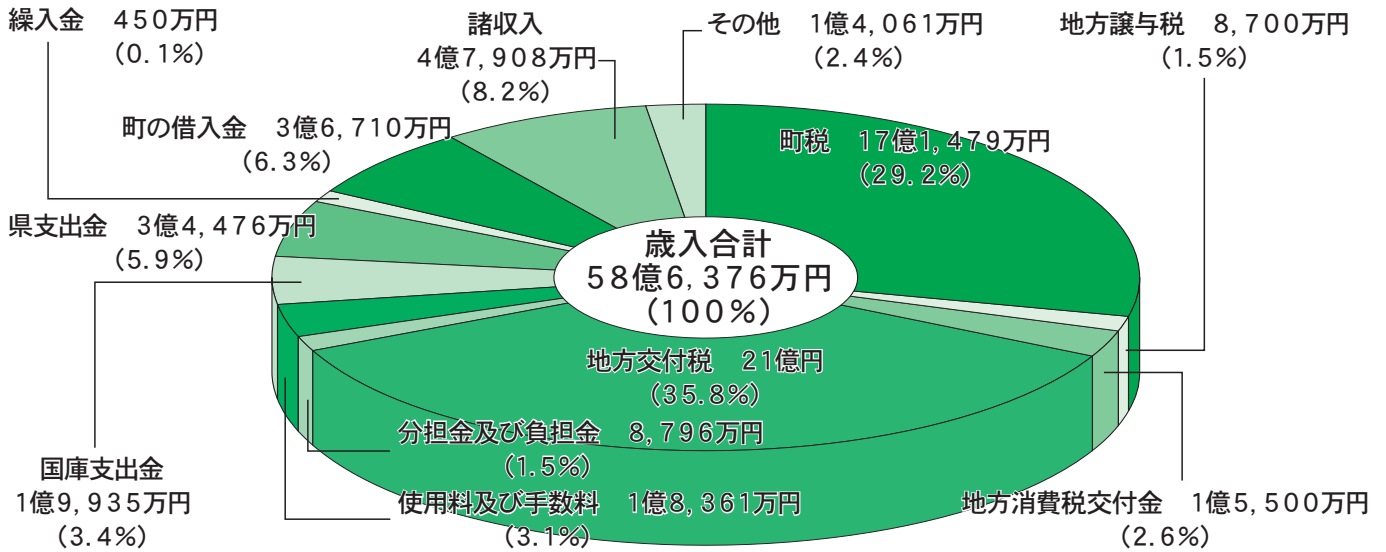
### 反対討論

今まさに、貧困と格差の拡大が深刻な問題になっているとき、後期高齢者医療の導入と、それに伴う国保税の値上げ、保育料の値上げなど、家計を直撃する予算となっていることも事実です。

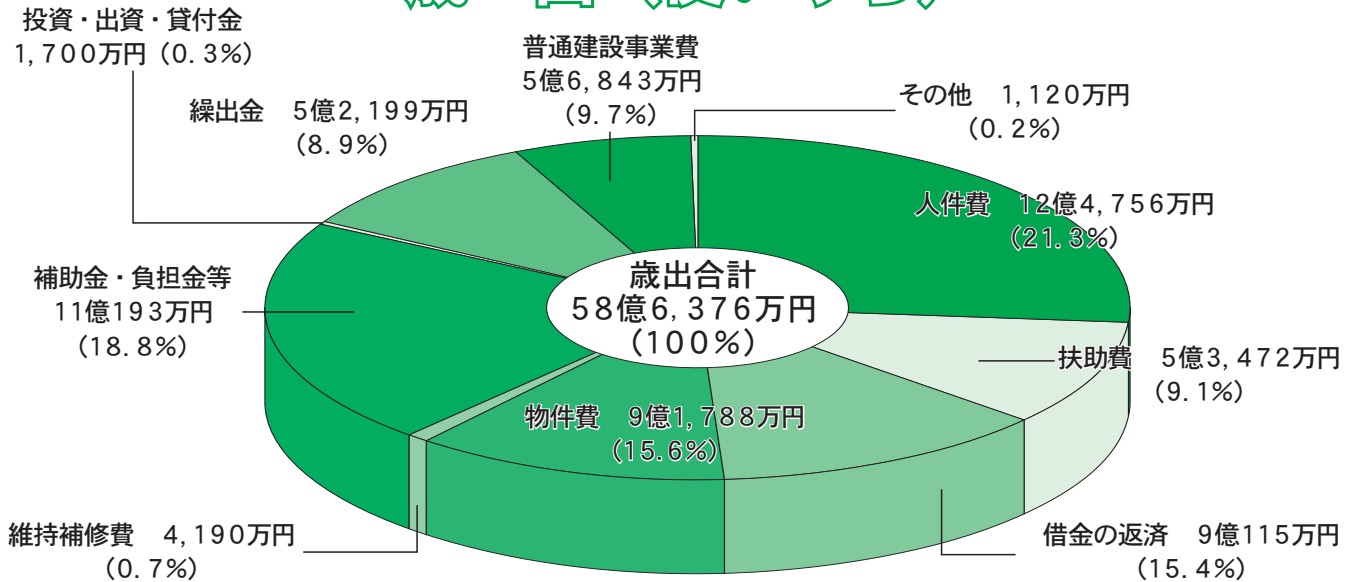
国の構造改革路線の転換を強く求め、税の公平性という意味からも同和関係予算に本格的にメスを入れるべきです。

また、ゴミ袋料金の値下げや、少人数学級の導入など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み換えて行くことを求めます。(宇田川 亮)

# 歳入(財源)



# 歳出(使いみち)



## 【会計別予算】

会計名		平成20年度	平成19年度	対前年比	議決結果
一般会計		58億6,376万円	60億1,625万円	97.5	賛成9反対3で可決
特別会計	国民健康保険事業	20億6,741万円	20億6,059万円	100.3	賛成9反対3で可決
	老人保健	2億2,850万円	25億2,241万円	9.1	全員賛成で可決
	後期高齢者医療	2億531万円	—	—	賛成9反対3で可決
	かんがい揚排水施設維持管理運営費	4,813万円	4,529万円	106.3	賛成9反対3で可決
	住宅新築資金等	136万円	204万円	66.7	全員賛成で可決
	流域関連公共下水道事業	7億6,598万円	7億9,490万円	96.4	全員賛成で可決
	谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費	1,353万円	1,597万円	84.7	全員賛成で可決
水道事業会計	収益的収入	3億4,929万円	3億7,875万円	91.5	全員賛成で可決
	収益的支出	3億4,668万円	3億5,825万円	96.8	
病院事業会計	収益的収入	27億4,057万円	27億4,428万円	99.9	全員賛成で可決
	収益的支出	27億3,657万円	27億2,859万円	100.3	
介護老人保健施設事業会計	収益的収入	3億803万円	3億84万円	102.4	全員賛成で可決
	収益的支出	3億747万円	3億18万円	102.4	

# の使いみち

予備費 1,000万円 (0.2%)

議会費 9,536万円 (1.6%)



## 議会費

○ 報酬	4,110万円
○ 会議録速記料	354万円
○ 政務調査費	312万円
○ 本会議等出務費用弁償	102万円

総務費  
6億8,352万円  
(11.6%)

## 総務費



○ 町有財産管理費用	2,967万円
○ 電子計算機管理費用	8,762万円
○ 住民基本台帳ネットワークシステム・ 戸籍総合システム機器等使用料など	6,305万円
○ 交通安全対策費用	447万円
○ 文書・広報発行費用	2,897万円

予算額

6,376万円

(100%)

民生費  
18億5,368万円  
(31.6%)

## 民生費

○ 知的障害者施設支援費	1億364万円
○ 国保会計繰出金	3,358万円
○ 介護保険広域連合負担金	2億6,050万円
○ 老人保健会計繰出金	1億9,957万円
○ 社会福祉協議会補助金	3,500万円
○ 後期高齢者医療療養費給付費負担金	1億6,059万円
○ 総合福祉センター指定管理料	8,224万円



## 衛生費

○ くらじクリーンセンター負担金	2億835万円
○ 病院事業繰出金	9,948万円
○ 合併処理浄化槽整備事業費補助金	1,082万円
○ じん芥収集業務委託料	9,641万円
○ し尿収集町補助金	508万円
○ 衛生センター指定管理料	7,973万円
○ 葬斎場指定管理料	1,862万円
○ 妊婦健診委託料	150万円
○ 老人保険事業委託料	2,000万円

労働費 1,000万円 (0.2%)

## 労働費

○ 福岡県労働金庫預託金	1,000万円
--------------	---------



# 一般会計予算

## 借金の返済

○ 総合福祉センター建設等に借り入れた借金の返済	
元金	7億8,785万円
利子	1億1,331万円

## 教育費

○ 外国青年招致事業費	546万円
○ 文化財保護に伴う経費	160万円
○ 学校施設警備委託料	804万円
○ 青少年育成町民会議補助金	104万円
○ 町民体育祭報償費	181万円
○ 学校給食に伴う経費	5,374万円

## 消防費

○ 直轄広域消防事務組合負担金	2億7,134万円
○ 防火水槽新設工事費	500万円
○ 消防団員の報酬・費用弁償等	2,467万円
○ 防犯灯整備工事費	100万円

## 土木費

○ ため池等整備事業費	950万円
○ 道路改築事業地元負担金	3,225万円
○ (仮称)筑豊インターチェンジ・アクセス道路負担金	2億2,500万円
○ 公共下水道会計への繰出金	1億7,376万円
○ 町営住宅管理費	3,920万円
○ 公園整備事業費	928万円
○ 道路新設改良費	984万円
○ 用排水路費	1,215万円
○ 急傾斜地崩壊対策事業費	3,168万円
○ 治水堤防費	785万円
○ 山田川水利組合負担金	700万円
○ 大谷自然公園指定管理料	654万円

## 商工費

商工費 4,908万円 (0.8%)

○ 商工会補助金	400万円
○ 産業まつり補助金	200万円
○ 西川線、中山・中間線路線バス運行負担金	1,652万円
○ ひびき信用金庫預託金	500万円
○ JRバス廃止に伴う代替バス補助金	242万円

## 農林水産業費

農林水産業費 1億3,250万円 (2.3%)

## 農林水産業費

○ 計画転作互助方式推進事業補助金	2,048万円
○ 競争力ある土地利用型農業育成事業補助金	180万円
○ 活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金	5,104万円

その他  
1万円  
(0.0%)

借金の返済  
9億115万円  
(15.4%)

教育費  
4億666万円  
(6.9%)

消防費  
3億106万円  
(5.1%)

土木費  
7億4,841万円  
(12.8%)

歳出  
58億

衛生費  
6億7,200万円  
(11.5%)





柴田 好輝 町長

## 平成 20 年度施政方針

# 助け合う、支えあう、 住民協働の町づくりを

### ○本町の財政状況

本町の財政は、自主財源4割・依存財源6割という財源構造にあり、国庫補助負担金の一般財源化、新型交付税の導入など地方交付税制度の見直しにより、財源状況はさらに厳しさを増すことが予想されます。

### ○自主財源(町税)は

町税は、国の三位一体の改革により、所得税の一部が税源移譲され増加を見込んでいましたが、所得譲与税や減税補てん債が減額され、町の財政状況は一段と厳しさを増しています。

### ○今年度の予算編成は

平成20年度の予算編成では、集中改革プラン

のさらなる取り組みにより、事務事業の見直しや経常経費の削減など財政の健全化を図ることにより確保した財源を、子育て支援・福祉・教育などの重点施策に振り分けることとしています。

### ○対策は

さらなる健全化の取り組みと、助け合う、支えあう、住民協働の町づくりが必要であると考えています。

そのために職員の意識改革を行い、町民が抱えている課題に正面から取り組み、その解決のため汗をかいて行政運営に取り組むことよって、この厳しい状況を克服し、町民福祉の向上に努めていきます。

## 選挙管理委員および同補充員を選任

選挙管理委員および同補充員の任期が3月31日で満了するので、選挙(指名推薦)を行い、次の方々を選任しました。

### 補充員



なかにし けんじ  
中西 憲治氏(中山)



わだ やすのり  
和田 康徳氏(小牧)



たしろ  
田代 カツラ氏(長谷)



くりはら みつあき  
栗田 稔氏(上木月)

### 選挙管理委員



いりえ ひとし  
入江 均氏(新北)



はた あきら  
秦 暘氏(中山)



のなか てるひこ  
野中 照彦氏(木月)



ひだか かよこ  
日高 加代子氏(八尋)

# 19年度 補正予算

## 後期高齢者医療制度 開始のための経費など 6186万円を減額



「後期高齢者医療制度が始まると、どうなるか不安です」という声が聞かれる、病院の待合室。

### 一般会計

(全員賛成で可決)

本補正予算は、当初予算の編成の際、財源不足を補うため特定目的基金から約3億円を一時借り入れて予算組みをしていました。今回9629万円の剰余金が出ましたので、不足分に財政調整基金を取り崩してあて、全額返済しました。

また、後期高齢者医療制度システム開発費、早期退職職員の退職金、予算執行残額などに、現時点で確定している国・県の補助金、基金繰入金、諸収入、町債など調整し、歳入歳出それぞれ6186万円を減額し、予算総額を63億3320万円としました。

### 補正の主なもの

《歳入》	
諸収入減額	▲2億9,163万円
基金繰入金追加	2億 129万円
町債追加	3,110万円
民生費負担金追加	1,197万円
県支出金減額	▲961万円
《歳出》	
退職手当追加	2,631万円
障害者自立支援費減額	▲1,101万円
競争力ある土地利用型農業育成事業補助金減額	▲743万円
道路改築事業地元負担金減額	▲742万円
老人保護措置委託料減額	▲553万円

### その他の予算

次の会計の補正予算を全員賛成で可決しました。

- 国民健康保険事業特別会計
- 住宅新築資金等特別会計
- 流域関連公共下水道事業特別会計
- 水道事業会計

# 条例の制定及び改正

**乳幼児医療費の支給  
対象年齢を引き上げ  
10月から5歳未満に**

(全員賛成で可決)

当町の子育て世代支援体制を充実させ、子どもを生み、子育てしやすい町、住みよい町とするため、乳幼児医療費の支給対象年齢をこれまでの3歳未満から5歳未満までに引き上げます。

なお、障害者や母子家庭などの医療費助成制度についても、現在県議会にて審議中ですので、結果を待って検討します。



**国保税が3本立てに**

(賛成9・反対3で可決)

後期高齢者医療医療制度は医療費総額の5割を公費で、4割を各保険者の支援金で、1割を被保険者の保険料で運営するため、平成20年度分の国保税からは、課税科目に「後期高齢者支援金分」が加わり「医療分」「介護納付金分」とあわせて3本立てになります。限度額は「医療分」47万円、「後期高齢者支援金分」12万円となりますが、「介護納付金分」は従前のままです。

## 反対討論

国保に対する国庫負担の削減が、国保税値上げの要因となつています。今回の改正で、限度額が3万円値上げされます。国民の命を守る制度が、苦しめる制度に変わってきている今、国保税を値上げする議案には反対します。

(松本典子)

**後期高齢者医療制度運営のための事務**

(賛成9・反対3で可決)

本年4月1日から開始される後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で設立された「後期高齢者医療広域連合」が行いますが、市町村も被保険者の身近な窓口として、被保険者からの申請などの受付や、保険証の引き渡し、特別徴収がでない被保険者の保険料を普通徴収として徴収するなどの事務を行うための条例を制定します。

## 【町の主な事務内容】

- 被保険者からの申請等の受付
- 保険証の引渡し
- 保険料の普通徴収

## 反対討論

2006年自民、公明の強行採決により採択された医療改悪です。長生きしたら医療費の心配がないようにするのが政治の責務です。

この制度はこれに逆行し、お年寄りをいじめ、そして生存権を奪う制度だと思つるので、反対します。

(松本典子)

## 反対討論

この制度は、国の放漫な政策運営によつてもたらされた、莫大な借金を埋めるため、医療費の節約を目的に作られた制度です。

特殊法人の解体、天下りの禁止など国の無駄使いをやめさせることが先決であると考えるので、反対します。

(香原 暹)

**「健康診断」を  
義務付け  
すべての保険者に**

(全員賛成で可決)

健康保険法等が改正され、医療費適正化の総合的な推進のため、すべての保険者に「特定健康診断・特定保健指導」が義務付けられました。

この健診の受診率が目標より低いと、町国民健康保険から後期高齢者への支援金が増額され、被保険者の負担が増えることとなります。

## ※特定健康診断

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)該当者およびその予備群を早期に見つけるための健診です。

## ※特定保健指導

該当者とその予備群の人を対象に、予防・解消に向けた指導が行われます。メタボリックシンドロームになると心疾患の発症リスクが約36倍にもなります。



町長自ら給料・ボーナスを  
10%カット  
副町長 7%  
教育長 5%

(全員賛成で可決)

本町の財政状況は依然として厳しい状況にあるので、町長自ら平成20年度と21年度の2年間給与月額およびボーナスを10%減額します。また、これに合わせて副町長は7%、教育長は5%を減額します。

これにより、2年間で442万円が削減できます。

### 育児短時間勤務制度を導入

(全員賛成で可決)

町職員の勤務時間は、通常週40時間ですが、小学校就学前までの子を養育職員には、週の勤務時間が20時間から25時間までの範囲内で短時間勤務が可能となります。

給与は、勤務しない時間に応じて減額されます。

特別職・一般職員の  
旅費改正  
走行距離に応じて算出

(全員賛成で可決)

これまで私用車による出張に対する旅費は、公共の交通機関の運賃を基準に算出していましたが、社会情勢の変化などにより、実際の走行距離に応じて算出することに改めます。

### 鞍手分校の授業料値上げ

(賛成10・反対2で可決)

県立高校の授業料値上げに伴い、鞍手分校の授業料を平成20年度の入学時から月額3300円を3400円に値上げします。

妊婦健診費用助成が  
拡充されます  
無料健診が  
2回から5回に

近年、出産の高齢化が進んでいることや、ストレスを抱える妊婦が増加する傾向にあることなどから、母胎の健康を確保するための妊婦健康診査はその重要性・必要性が高まっています。

しかし、経済的理由や就労等のため受診しない妊婦も見受けられます。そのため、次世代育成支援計画に基づく少子化対策として、20年度より公費による無料健診が、これまでの2回から5回に増やされます。

## 町立病院

### 行政報告

・整形外科の入院、救急医療を再開  
・眼科は週2回の外来のみに

#### 整形外科

昨年7月1日から週3回の外来診療のみを行ってきましたが、産業医科

た。これにより、本年4月1日から、従前どおりの診療体制となります。

#### 眼科

九州大学眼科学教室から、本年3月31日をもって、常勤医師の派遣を中止する旨の連絡がありました。



町立病院

眼科がなくなることは、地域住民の健康管理にかかわる重要な問題であるため、大学と協議を行い週2回非常勤医師で対応をしていく

こととなりました。したがって、今後の眼科診療は、地域住民の要望に十分な診療体制をもって応えることはできませんが、4月1日から非常勤医師による週2回の外来診療のみとなります。

職員トイレ便座火災は  
たばこの不始末か

広域消防本部から、1月23日に町立病院の職員トイレ便座火災の火原因調査結果報告書が提出されました。

報告書によると、タバコの火による出火の可能性が高いと推定され、直方警察署では引き続き捜査中です。

火災後の安全管理については、防火体制の再点検・検証を行い、設備面では、煙感知器や防犯カメラの設置などを行い、防犯・防災体制の強化を図っています。

## その他の審議事項

総合福祉センターの  
指定管理者を指定  
社会福祉協議会に

(賛成11・反対1で可決)

総合福祉センターの  
指定管理者に、鞍手町社  
会福祉協議会を候補者と  
して、議会に諮られまし  
た。

民事調停の申立て  
町営住宅入居者に対して

(賛成10・反対2で可決)

長期間家賃を滞納して  
いる町営住宅入居者に対  
し、再三納付督促を行い、  
内容証明郵便も送りまし  
たが、受け取られませ  
んでした。

町としては、入居者に対  
して、最終的に滞納家賃に  
ついて話し合うため、民事  
調停を求めます。

民事調停の申立て  
町営住宅家賃の悪  
質滞納者に対して

(全員賛成で可決)

長期にわたって家賃を  
滞納している町営住宅入  
居者に対し、再三にわた  
り、納付指導を行い、分  
納契約も締結しまし  
た。また、滞納家賃の最  
終督促として内容証明郵  
便も送りましたが、受け  
取られませんでした。

町としては、入居者に  
対して、直ちに滞納家賃  
および住宅の明渡しの提  
訴はせず、最終的に入居  
者と滞納家賃について話  
し合うため、民事調停を  
求めます。

# 陳情

今定例会では、前回継続審査として  
いた1件を含む4件を審議し、2件  
を採択、2件を継続審査としました。

「鳥獣被害防止特  
措法」関連予算を、  
自然林復元と被害  
防除に使うこと等  
を求める意見書提  
出に関する陳情

【要旨】近年、野生鳥獣  
によって農家が受ける農  
作物被害は、所によつて  
は惨状というまでに増大  
しています。

昨年12月に成立した  
「鳥獣被害防止特措法」  
の予算が、鳥獣捕殺では  
なく、野生鳥獣が帰れ  
る広葉樹の自然の森の復  
元、鳥獣の侵入防止柵な  
どの被害防除に使われる  
こと等を求める意見書を  
関係行政庁に提出してい  
ただきたく陳情します。

【送付先】  
内閣総理大臣 福田康夫  
農林水産大臣 若林正俊

環境大臣 鴨下一郎

【陳情者】  
日本熊森協会  
会長 森山まり子

【送付先】  
内閣総理大臣 福田康夫  
厚生労働大臣 舛添要一

レセプトのオン  
ライン請求義務  
化に関する陳情

【要旨】医療機関が保険  
診療を行った際に提出  
する診療報酬請求書・レ  
セプトを、2011年度  
以降は、全医療機関にオ  
ンライン請求が義務化さ  
れます。これが義務化さ  
れば多くの開業医が廃  
院を検討するとしていま  
す。地域の開業医の廃院  
により地域医療の崩壊に  
陥らないことを求める意  
見書を国に提出していた  
だきたく陳情します。

【陳情者】  
福岡県保険医協会  
会長 松井岩美

【陳情者】  
鞍手町大字新北  
2455番地1  
川野 高實

継続審査とした陳情  
幸の浦ため池災害防止  
工事に関する陳情

【陳情者】  
八尋区長 小野隆俊



指定管理者が管理するこ  
とになる「くらの郷」

反対討論  
民事調停の前には、もつ  
と配慮が必要と思います。  
収入が大きく減少したこと  
も分かっているのに、何の  
対応もしていません。  
もう少し温かい気配りが  
あれば、また、行政が多少  
行き過ぎているのではと考  
えるので、反対します。  
(松本典子)

# 意見書

議員発議による意見書5件を全員賛成で可決し、  
関係機関あて送付しました。

「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

【要旨】石油脱却に向けてカギを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料です。石油産業社会に替わる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本をあげてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法」(仮称)を制定すべきです。

【送付先】

内閣総理大臣

福田 康夫

文部科学大臣

渡海紀三朗

農林水産大臣

若林 正俊

ほか

地上デジタル放送の受信対策の推進を求める意見書

【要旨】デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められます。

【送付先】

内閣総理大臣

福田 康夫

総務大臣

増田 寛也

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

【要旨】わが国企業の99%を占め日本経済を支える中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して、中小企業底上げ対策の一層強化を図るよう次の事項について強く要望する。

記

1. 「仮称・中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定
2. 省庁所管の中小企業相談窓口の一本化
3. 下請代金支払遅延防止法を厳格に運用する
4. 下請適正取引の周知徹底を行うこと

【送付先】

内閣総理大臣

福田 康夫

経済産業大臣

甘利 明

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

【要旨】21世紀の地域社会は、コミュニティというフィールドの中で、企業社会で培った技術を持つ「高齢者」と地域を知り尽くした「女性」と「障害者」、そして外国人と現役が、労働を通じた福祉型社会を実現させることが重要な課題です。これが「協働」の社会であり、新しい「自治」の姿です。

これらを推進するためには、国においても、社会の実情を踏まえ、少子高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めます。

【送付先】

内閣総理大臣

福田 康夫

総務大臣

増田 寛也

ほか

地方財政の充実・強化を求める意見書

【要旨】地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画するもとの、地方税の充実強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが重要です。

地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向にそった自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実強化を求めます。

【送付先】

内閣総理大臣

福田 康夫

総務大臣

増田 寛也

財務大臣

額賀福志郎

経済産業大臣

甘利 明

ほか

# 質疑・答弁から

## 後期高齢者医療に関する条例

**問** 後期高齢者医療制度において、医療費の自己負担限度額を超えた分の返還手続きはどうなりますか。

**答** また、65歳以上の障害者は制度加入の選択ができますか。

**答** 限度額を超えた分の返還については、老人保健制度と同じです。

障害を持った方の加入については選択できません。

**問** 障害者は選択できるとのことですが、いつまで余裕期間があるのですか。また、役場の窓口はどこですか。

**答** 本人の意思表示は3月31日までとしていますが、その後も随時受付できます。窓口は保険健康課です。

**問** 後期高齢者医療制度の事務は、何人で対応するのですか。

**答** 国、県から事務費はくるのですが。

**問** 延滞金の率が高いし罰則もありますが、その根拠、理由は。

**答** 保険年金班8人で対応しています。事務費に對しての補助金はありません。

**問** 延滞金の率が高いし罰則もあり

**答** 延滞金の率は地方税法に基づいています。

**問** 後期高齢者医療制度に関する法律に基づいて作っていますか。



保険健康課(後期高齢者医療の窓口)

**問** 後期高齢者医療制度の周知徹底は出来ていると思えますか。

**答** 広域連合本部でもいろいろな機会をとらえて周知を行っています。町も地域での説明会を行いました。

しかし、まだ周知徹底をはかる必要があると思えます。

## 職員の旅費に関する条例の改正

**問** 特別職に随行が必要となる出張とはどのような場合ですか。随行はどのような職員がするのですか。

**答** 特別職が出張する際、事務的な説明などが必要な場合です。随行員の規定はないので、その時の担当職員が随行します。

**問** 町長が上京したついでに陳情に行く場合も、随行するのですか。

**答** そのような場合は随行しません。

特定の事案についてくに陳情する場合などですが、基本的に随行はあまりありません。

## 非常勤特別職の報酬及び費用弁償

**問** 非常勤特別職の日当は町内2千円となっていますが、多いと思えます。廃止や半額にする考えは。

**答** 議員の費用弁償は2千円です。ただ非常勤特別職は議員以外にもたくさんいます。そういう方も含め日額報酬と費用弁償を支払うことを定めています。

**問** 町財政が逼迫している中、日当を減額することは、各委員に説明すれば了解してもらえないではありませんか。

**答** 今後行革の審議の中に出てくる問題だと思えますので、十分検討していきたいと思えます。

## 国民健康保険条例の改正

**問** 国保税の限度額は56万円が59万円になるとのことですか。後期高齢者支援金分が加わるので世帯の負担が増えると思えますが、どの位増えるのですか。

**答** 限度額は59万円になります。

## 1カ月当りの自己負担限度額

	自己負担限度額 (月額)		
	外来 (個人ごと)	入院	世帯単位
現役並み所得者	44,400 円	80,100+1% (44,400 円)	80,100+1% (44,400 円)
一般	12,000 円	44,400 円	44,400 円
低所得	8,000 円	24,600 円	24,600 円
		15,000 円	15,000 円

- 1「+1%」は、医療費が267千円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。
- 2( )内は、年4回以上該当した場合の4回目以降の額。

は、年金78万円の75歳以上1人、75歳未満が2人で、うち一人に500万円の収入がある3人世帯の場合、約3万4230円増えると試算しています。

### 乳幼児医療の対象年齢引き上げ

**問** 対象年齢を2歳引き上げると、どの位の予算が必要となるのですか。  
当初予算にも反映されているのですか。

**答** 2歳引き上げることで900万円ほど必要ですが、10月から実施です。半年分として20年度は400万円程度の増を見込んでいます。

なお、当初予算では制度拡大に伴う国保連合会への委託料や、関係医療機関等への通知に係る郵便料などを含め計上しています。

**問** 県の制度改正の情報があり、内容が確定した時点で改めて条例改正を行うということでした。

が、その時点で補正予算を組めばよいのでは。

**答** 情報では、通院1医療機関600円、入院は500円の7日分を個人負担とするようです。今まで入院は無料、通院は3歳未満無料、3歳以上は3割負担でした。

20年度からは2割負担となり、その分を町が見るように予算計上しています。ただ、国保だけでなく、社会保険もありますので、実際の医療費を見て補正をすることになっています。

**問** 子どもはいつ病気になるか分かりません。1歳の引き上げでもよいので4月から実施していただきたいのですが。

**答** 4月から実施したかったのですが、医療機関への連絡等準備期間として3カ月ほど必要ということと、県の制度改正施行が10月からということとで、混乱を避けるため10月からの実施としました。

**問** それならば当初予算ではなくて6月、9月に補正予算で対応し、あわせて条例改正をすればよいのでは。

**答** 町は乳幼児医療の2歳引き上げ、無料化に強い意志を持っているということと、今議会でも条例改正と予算計上をしています。

### 保育料徴収条例の改正

**問** 一部の区分に入る方の負担が大きくなると思います。区分そのものを見直す必要があると思いますか。

**答** ご指摘のとおり負担が増える階層区分はあります。これを解消するため

めにも区分を細かくしていくことですが、行財政改革の答申では、国の基準の90%にもっていくこととされています。今後は国の基準の7階層にしていくことになっています。

**問** 国の基準の90%に落ちつくような、所得に見合った保育料となるように階層を変える研究をする必要があるのでは。

**答** 段階的な値上げについては、昨年お願いした経緯があると思います。いずれにしても国の基準の90%位にしなればいけませんので、研究していきます。

### 平成19年度一般会計補正予算

**問** 住民基本台帳カードの発行委託料が追加されていますが、始まった時からどれくらい発行しているのですか。

**答** 住基ネットが始まったからは153枚発行しています。

**問** 競争力ある土地利用型の農業育成費が、全額減額されていますが内容は。

**答** 当初2人分の経費を計上しましたが、19年度中、1人は採択要件から外れ、もう1人は申請を取消したので全額を減額しました。

### 保育所徴収金（保育料）基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	円 0	円 0	円 0
第2	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	8,100 -	5,600 (5,800)	5,600 (5,800)
第3	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	17,300 (17,100)	14,400 (14,200)	14,400 (14,200)
第4	所得割のある世帯	18,100 (18,700)	15,300 (15,800)	15,300 (15,800)
第5	所得税が8,500円未満	26,400 (26,200)	23,800 (23,400)	23,800 (23,400)
第6	所得税が8,500円以上40,000円未満	28,000 (29,000)	24,600 (24,900)	24,600 (24,900)
第7	所得税が40,000円以上71,500円未満	40,000 -	33,200 (29,200)	30,200 (27,700)
第8	所得税が71,500円以上103,000円未満	40,500 (41,000)	33,200 (29,200)	30,200 (27,700)
第9	所得税が103,000円以上413,000円未満	51,800 (48,700)	33,800 (29,500)	30,200 (27,700)
第10	所得税が413,000円以上	67,400 (63,000)	33,800 (29,500)	30,200 (27,700)

※徴収金基準額欄の上段は、改正後の金額、（ ）内は改正前の金額。



# 知りたいこと 望むこと

## 6人の議員が一般質問

### 広域消防本部職員の 人員削減計画は

町長―行財政改革を進めながら、「安心・安全」を生み出していく



岡崎 邦博 議員

**質問** 町民の安全と安心を守ってくれる広域消防本部の職員を削減する計画があると聞きますが、その内容は。

**町長** 広域消防本部では、消防指令台、救急車、はしご車などの老朽化が進み、更新の時期がきているので、消防負担金の増大が見込まれます。現在広域消防本部でも、組織、人員の見直しを含めた徹底的な行財政改革に取り組んでいます。今回の消防本部の職員削減計画は、構成市町

の厳しい財政状況の中から、検討された計画であります。私も2月25日に開催された広域市町村圏事務組合消防関係首長会議で、初めて説明を受けました。

**質問** この協議会は、前町長時代のいつ頃から始められたのか。また、町長は、この内容について了承されたのですか。

**町長** 私が町長になって2年になりますが、広域圏の行政改革をしなければならぬということ聞いていました。前町長からの具体的な引継ぎはあっていません。しかし、行革をしなければいけないということには、わかっていました。

**質問** 町長は、「安心・

安全・住みやすい町づくり」というタイトルを掲げていましたが、これが今回の削減計画と一致すると思いますか。

**町長** 当町も行財政改革をしないと、やっていけないわけで、その中で「安心・安全を生み出していく」ということでないかと思っています。

**質問** 町長が、町財政を行革の中で切り詰めていくと言われるのはわかりませんが、信念として掲げたところまで削っていくか

ねばならないとなれば、どういう「町づくり」を考えているのか疑問に思っています。他の市長、町長と十分協議をしながら、方向を変えることもできるのではないのでしょうか。

**町長** 一部事務組合は、1市2町で協議・運営されています。3月25日に議員、議長も出席しますので、そこで意見を出して、「安心・安全の町づくり」のために発言をしてほしいと思っています。



行財政改革に取り組んでいる直轄広域消防本部

## 町財政の非常事態宣言を

## 町長一職員と一丸となって 難局に立ち向かう



日高 直幸 議員

**質問** 当町も非常事態宣言を発して、すべての事業、公共施設の維持管理予算を見直し、収入の範囲内で予算編成を行う原則を、平成20年度から徹底すべきだと考えます。当町の財政が危機的状況であることを鞍手町内外に認識してもらうことが肝要であると思えますが、町長の考えは。

**町長** 当町の財政状況は非常に厳しく、私を先頭に職員一丸となって、難局にあたります。

今後の財政健全化の取り組みとして、今まで以上の行政改革を進めていきます。

健全財政に向けた行政運営を行い、人・物・金といった行政資源を有効に配分し、行政コストの明確化、住民の満足度を反映させるなど、適切に評価して事務事業を進めていきます。

**質問** 行政改革を促進していることは認識していますが、ただし、町の財政が逼迫していることを町民の方々に十分認識してもらうことが肝要と考えます。

町長は、最小の資本で最大の効果を出す町づくりに行うといわれるが、具体的な取り組みは。

**企画財政課長** 財政状況の周知徹底は、地区懇談会の中で説明してきました。

行政改革は、歳出の削減を大きく、歳入は自主財源を増やすことを目標としています。

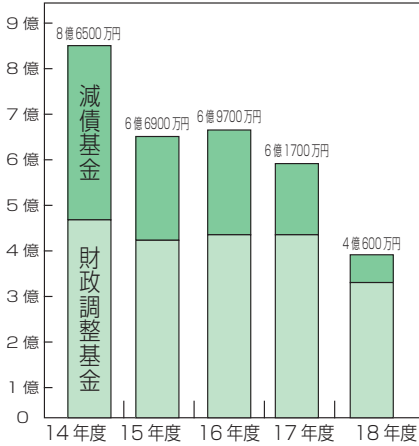
**質問** 一時借入金限度額を大幅に増やす必要はないと思うが。

**副町長** 新年度予算編成では、厳しく取り組みました。

最終的には財源不足のため特定目的基金から一時借りる方式で予算編成をしています。

### 鞍手町基金（貯金）が減っています

財政調整基金・減債基金の推移（単位：円）



※財政調整基金とは…臨時的に大規模な支出を余儀なくされたり、予期しない収入の減少に備えるための基金  
※減債基金とは…町の借金の返済に必要な財源を確保するための基金

## 隣保館は根本的な見直しが必要では

### 町長―総合計画に基づいて 条例を見直します



松本 典子 議員

センターとしての位置づけが定められているのに、守られていないということだと思えます。平成20年度から総合計画に基づいて見直しします。

**質問** 一般会計予算は、昨年よりさらに厳しくなっていますが、隣保館予算は何度も指摘をしているにもかかわらず、根本的な見直しがされていません。

**質問** 隣保館には、館長1人、嘱託職員2人、指導員1人、計4人の職員がいますが、他の市町に比べて多すぎます。直方市や宮若市は館長1人、指導員1人です。

**町長** 確かに多いとは思いますが、4月以降見直しを行います。

**質問** 隣保館運営費の中に、各種講座の予算があります。136人を対象に93万円が使われています。

一方、中央公民館講座の費用は全町民を対象に、32万5千円です。逆差別ではありませんか。

**総務人権課長** 隣保館講座は文化活動などを通じて人権問題解決の意識を育てる、また公民館講座は生涯学習といった目的の違いがあります。今後はコミュニティセンターとして公民館と連携・調整し、計画を実施する必要があると思えます。

**質問** パッチワークや生花、絵手紙などはおよそ趣味の世界のことですが、公費を使う理由がありますか。

**町長** 隣保館講座のあり方については、今後検討していきます。



運営の見直しが検討されている隣保館



## 住宅新築資金貸付の回収を早く

早期回収に向けて努力します

**質問** 住宅新築資金貸付は平成8年に終わっているのに、どうして2800万円もの滞納が生じているのか。もつと回収に努めるべきでは。

**総務人権課長** 住宅新築資金貸付は、昭和43年に始まり、平成8年に終わっています。総額で1億9572万円余り貸付けました。償還は、平成23年までですが、事業の不振、病気が、高齢などで安定した収入が得られないケースなどがあり、償還は厳しい状況にあります。訪問して相談にのるなど努力しています。

## 学校給食は安全・安心か

## 教育長一検査を厳しくし安全を確保します



星 正彦 議員

**質問** 子どもたちの4人に1人が成人病の予備軍といわれています。

食生活の乱れ、食品の偽装問題、食の安心・安全が問題となつていきます。さらに、中国製冷凍ギョウザによる中毒事件、そういう状況の中で学校給食が果たす役割は、大きなものがあります。

町の学校給食は安心・安全ですか。

**教育長** 安全を確保するために食材の納入元である県学校給食会でも、現在厳しく検査をし、納入しています。

また、町が直接購入するものについても、十分に注意を払い購入しています。

**質問** 平成18年、学校給食民間委託検討委員会を設置しましたが、条件が合わず、現在の直営方式が望ましいとしています。

私は、コストだけで判断していいのか疑問を持っています。ぜひ、どんな状況であれ、学校給食は直営方式を堅持してほしいと考えますが、教育長の考えは。

私は、コストだけで判断していいのか疑問を持っています。ぜひ、どんな状況であれ、学校給食は直営方式を堅持してほしいと考えますが、教育長の考えは。



子どもたちの給食を作っている給食センター

**教育長** 大事なものは、教育の場ですので、直営方式で直接町の皆さんが関わっていく中で教育ができます。今後答申を受けた形で続けていく方針を持っています。

私は、コストだけで判断していいのか疑問を持っています。ぜひ、どんな状況であれ、学校給食は直営方式を堅持してほしいと考えますが、教育長の考えは。

## (仮称) 公共用地対策委員会の設置は

もう少し時間をいただきたい

**質問** 小牧用地、西牟田用地、宗春用地等仮称ですが、この公共用地対策委員会を立ち上げてほしいと、昨年の9月議会で質問しました。

それから半年が経過しているが、どのようになっていますか。

**町長** 西牟田用地は、住宅用地としてレイアウトを作成し、今後住宅メーカーのアドバイスを受け住宅誘致に努めていく方針です。

小牧用地は、周辺一体を平成20年度公共下水道

事業の認可区域拡大の許可手続きをとることにしています。

宗春用地は、県道整備の進捗状況により、住宅用地として活用を図っていきたいと考えています。

**質問** 確か9月議会では条件整備が整えば、立ち上げたいと言われていました。

この土地の有効活用をどう図っていくか情報を交換しながら議員も執行部も努力していく。この種の対策委員会を立ち上げる方向で考えていただきたいが。

**町長** 委員会の立ち上げなどについては、もう少し時間をいただきたい。

## 小・中学校全体の統合問題を考えるべきでは

### 副町長—まず室木・西川小学校の統合、全体は次の行革で



香原 暹 議員

**質問** 複式学級の要件と複式学級になった場合の職員数はどうなりますか。

**教育長** 隣接の学年で、1年生を含む場合は8人以下、含まない場合は16人以下で複式学級となります。教員は、1人減、教務主任もなくなりますので、計2人の減となります。

**質問** 室木・西川小の統合だけでなく、小・中学校全体の検討委員会



児童の減少が続く西川小学校と室木小学校

にすべきではありませんか。

**副町長** 6月の議会に、室木・西川小の統合の検討委員会を提案したいと思っています。小・中学

校全体の検討は次の行財政改革の中で行うこととなります。

### 道路特定財源を地方の自主財源に

国や県に道路をつくってもらわないと

**質問** 地方分権について、町長はどのように考えていますか。

**町長** 自己決定、自己責任が地方分権の基本だと思っています。

**質問** 地方で主体的に何でも使えるようになるためには、道路特定財源は一般財源にしたほうがいいと思いますか。

**町長** 自主財源だけでは道路整備は出来ません。国から来る道路交付金によって、地方の道路もよくなります。地方分権にとって、道路特定財源は必要だと思います。

**質問** 道路に用途が限定

されているために、多くの無駄が生じています。道路特定財源の暫定税率の維持を国に要望し、道路特定財源の一般財源化をしないでいいというニュアンスの要望をされたことは残念でありません。そのような要望をされたのは何故ですか。

**町長** 暫定税率の維持ができないと、6800万円ほど減収となり、財政に直接影響します。インターチェンジのアクセス道路や遠賀川渡架橋などの事業が遅れます。また、県道の整備、児童の安全確保のための道路整備ができません。

**質問** 暫定税率が期限切れになる可能性がありません。20年度当初予算の中で、道路関係部分だけを除いて組み替えをするべきではありませんか。

**町長** それはできません。

## 少人数学級の導入は

### 教育長—35人学級の陳情は続けます



宇田川 亮 議員

**質問** 教育長が考える学年別1クラス当りの適正人数は。

**教育長** 普通学級では40人という定員になっています。41人になると分割され、20人と21人の学級になり、不公平な部分もあります。適正人数が何人との答えは見当たりませんが、35人以下の学級



35人以上の学級(剣南小)

編成の陳情は続いています。

**質問** 福岡県でも1学級35人以上の学年に対して、研究指定校として少人数学級の実施に取り組んでいます。小学校低学年だけでも取り組むべきでは。

**教育長** 県は学級編成の弾力的運用を出しています。たとえば、指導、工夫、改善教員が加配として置かれていたら1クラス作る方法をとっています。剣南小にも加配の先生を充てるなどして取り組んでいきたいと考えています。

**質問** 少人数学級にするため町独自でも検討し、県にも働きかけてほしいが。

**町長** 少人数学級制を、県ができなければ町の財政の中でということですが、気持ちがあってもできないとっておきま。陳情については教育課長と協議をしていきます。

## ゴミ収集料金について

## 今後の課題です

**質問** 個別収集の料金設定はどのようになっていきますか。

**町長** ゴミ収集料金は3通りの方法で行っています。

- ① 一般家庭ゴミは、指定袋で週2回、1世帯当たり毎月1071円。
- ② 週2回指定袋でゴミを出す約250事業所については、毎月1554円

を業務委託料として収集運搬業者に支払っています。

③ 週3回以上出す約50事業所については業者と直接個別契約で市販のゴミ袋で収集しています。

**質問** 宮若市では、今度から個別契約のところでも指定袋に入れて出すようになるという聞いています。宮若市と小竹町の実態を把握して、一部事務組合ですから、ゴミの収集処理、リサイクルも含めて、合わせるべきではありませんか。

**町長** 宮若市では、旧宮田町の事業所ゴミは、業者と個別契約を行っていましたが、本年4月より指定袋で収集するようになります。旧宮町と統一されず。収集料金は、宮若市が業者に支払うことになります。小竹町は、事業所ゴミは直接個別契約で収集していました。4月より指定袋で収集し、収集料金は従来の方法です。本来1市2町は統一すべきですが、条件が違いますので、今後

の課題だと思えます。

**質問** 事業所ゴミの処理費は、事業所で負担してもらおうように検討課題として、1市2町で話し合っていたと思いますが。

**町長** 今から事業所ゴミの処理の仕方は、前段で入っておかないと1市2町の話には持っていけないのではと感じます。

**質問** 収集料金を出して宮若市が負担するのと、直接個別契約を結ぶのではどうか。当町ではどうか。

**住民課長** 当町も宮若市と同じようにした場合、指定袋の収入と仮に町が補填する場合の収集業者に支払う金額の検討をしています。バランスをとりながら、今後財政面で検討します。

# 追跡

## 4月1日から中央公民館施設が第3日曜日も開放



第3日曜日にもスポーツや芸能などを楽しむことができるようになった中央公民館施設

**質問** スポーツの振興や青少年育成などのためにも、第3日曜日にも体育施設を利用できるようにすべきではないか。

**教育長** 前向きな姿勢で検討していく。

平成17年12月定例会

**質問** 第3日曜日の施設の利用はどうなったのか。

**教育長** 勤務条件や予約システムの変更、条例改正なども必要であり、なお検討が必要。

平成18年9月定例会

**現在は** 平成20年4月から第3日曜日にも、スポーツや文化活動などに施設を使えるようになりました。

## 議会を傍聴して

# ちよつと一言

### ● 議会は町の道しるべをつくる場

久しぶりに財政問題、教育、人権について質問があり、勉強になりました。

議会は、私たちが選挙で選んだ議員が町づくりを行政に訴え、それに対して行政の考えを町長が答える場であり、そこで町の道しるべがでるのだと思います。



(中山西区 井立田秀康 さん)

### ● 他の議員の質問も聞きたい

議会の傍聴者が少ないのは、町民の町政に対する意識が薄いのと、議員が町民の声を反映していないことが原因だと思います。

質問の内容や答弁に期待していましたが、今までとあまり変わりありませんでした。行政の答弁ももっと分かりやすくしてほしいです。



(神崎区 添田 清次 さん)

議員は町民の代表であり、立場は皆さん一緒だと思えます。決まった方ばかりでなく、他の議員の質問も聞きたいですね。

## 表紙の紹介



剣北小学校の1年生は生活科の授業で、「竹細工・昔あそび」を体験しました。表紙は、い牟田団地の吉澤さんから竹細工を教えてもらっているところです。

けん玉、コマ回し、お手玉、おはじきなどの昔遊びを教えてくださいましたが、おじいちゃん、おばあちゃんの技に驚いたり、感心したり。

遊びの後には、一緒に給食を食べ、お礼に肩たたきをするなどとても楽しい時間を過ごしました。

## 議会を傍聴しませんか

受付は、当日議会事務局で行います。  
わからないことは、お尋ね下さい。

### 次回は6月議会です。

議会事務局 42-2111 (内線331)

## 編集後記

▼新緑の季節となり、まもなく田植えも始まります。

▼3月定例議会では、43議案が審議されました。20年度予算は前年度に比べ2・5%減となっております。

▼後期高齢者医療制度の開始や役場の機構改革などで戸惑いを感じることが多いと思いますが、各課の窓口でご相談ください。

▼議会だよりは、スタッフ一同、一丸となって読みやすく、親しみのあるものをと心がけていますので、今後ともご愛読をお願いします。  
(栗田 幸則)

### 発行責任者

議会議長 仲野 守

### 編集スタッフ

委員長 香原 暹

副委員長 松本 典子

委員 原 哲也

委員 久保田正之

委員 栗田 幸則

委員 毛利 喬